

第六十八号

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について

全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

熊本市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、同協議会の規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第二百五十二条の六の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。